行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20261008	有限会社弘和重機輸送(法人番号3270002004911)代表者前田弘美	鳥取県鳥取市津ノ井148番地	本社営業所	鳥取県鳥取市津ノ井148番地	輸送施設の使用停止(92日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同法第17条第1項第2号及び同法第17条第4項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、同法第15条第1項第2号及び同法第15条第4項)	令和7年3月26日、同年5月30日及び同年6月13日に、情報提供を端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	10	10
20261008	コーヨー産業株式会社(法人番号9250001005411)代表者室永誠司	山口県下関市彦島西山町5丁目4番24号	本社営業所	山口県下関市彦島西山町5丁目4番24	輸送施設の使用停止(106日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号及び同法第15条第4項	令和7年5月9日、同年6月18日及び同年7月16日に、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等基準告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の記載事項等義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(7)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	11	11

20261014	有限会社ララ運送(法人番号2240002048920)代表者立石留哉	広島県安芸郡府中町大通1丁目3-23	本社営業所	広島県安芸郡府中町大通1丁目3-2	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年4月22日及び同年6月20日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
20261014	福山福運輸有限会社(法人番号7240002043958)代表者渡邉博文	広島県福山市神辺町字西中条1126-1	本社営業所	広島県福山市神辺町字西中条1126-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年6月16日及び同年8月20日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
20261022	米原物流株式会社(法人番号9270001005640)代表者森脇正仁	鳥取県西伯郡南部町諸木414-3	本社営業所	鳥取県米子市流通町430-24	輸送施設の使用停止(92日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、同法第15条第1項第1号及び同法第15条第4項	令和7年7月14日及び同年8月21日に、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)勤務時間等基準告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	10	10